

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 米子市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.8%
全職員	77.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級	99.7%
課長級	99.1%
課長補佐級	96.1%
担当課長補佐級	96.6%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.2%
31～35年	95.8%
26～30年	94.4%
21～25年	88.4%
16～20年	89.1%
11～15年	93.3%
6～10年	86.0%
1～5年	86.7%

【説明欄】

・女性職員においては、比較的給与額の低い任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合が高い。(男女ごとの全職員に対する任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合：男性26.5%、女性59.6%)

・部分休業(育児)により給与を減額された職員は、女性職員の方が多かった。(部分休業をした職員：男性2名、女性21名、給与を減額された時間数の総数：男性335時間、女性2,098時間)

・男性職員の方が全職員に対する管理職員の割合が高く、管理職手当の受給額が多い。(男女ごとの全職員に対する管理職員の割合：男性15.2%、女性6.7% 男性の受給額に対する女性の受給額の割合：39.0%)

・男性職員の方が扶養手当を受給する職員が多く、扶養手当の受給額が多い。(男女ごとの全職員に対する扶養手当を受給する職員の割合：男性61.4%、女性25.0% 男性の受給額に対する女性の受給額の割合：30.6%)

- ・男性職員の方が時間外勤務時間数が多く、時間外勤務手当の受給額が多い。（男性の時間外勤務時間数に対する女性の時間外勤務時間数の割合：77.9 % 男性の受給額に対する女性の受給額の割合：74.5%）
- ・女性職員の方が育児休業の取得者が多く、期間も長いため、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間及び勤務期間の除算が大きく、期間率が下がるため、女性の方が受給額が少ない。（育児休業に係る在職期間又は勤務期間の除算のあった者：男性11名、女性35名 男性の受給額に対する女性の受給額の割合：期末手当89.6%、勤勉手当88.0%）
- ・他の自治体から派遣等されている職員は、本市での勤続年数に比して給料月額が高くなるが、男性職員の方が多い。（勤続年数1～5年：男性11名、女性4名 勤続年数6～10年：男性4名、女性0名）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。